**高知県岩石採取計画認可申請書作成要領**

　高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱第５条に規定する認可申請は、原則としてこの要領により作成するものとする。

１　採取計画認可申請書（申請書の様式は様式第15によること。）

　（１）×印の欄は、記入しないこと。

　（２）「収入証紙貼付欄」

　　　　正本１通だけに、52,000円分の「高知県収入証紙」を貼付し、消印はしないこと。

　（３）申請年月日は、申請書を提出した日とする。

　　　　新規、継続のいずれかに○印をつけること。

　（４）「住所、氏名」等

　　　　採石法により登録されている住所、氏名を記入する。

　　　　※　登録事項に変更があった場合は、認可申請に関係なく直ちに法第32条の７の規定による　　　　　　変更の届出をすること。

　（５）「登録年月日、登録番号」

　　　　ア「登録年月日」は、高知県採石業者登録の登録日を記入すること。

　　　　イ「登録番号」は、登録証に記載してある番号を記入すること。

２　添付図面等

　　添付図面等（添付図面等一覧表に表示）は、Ａ版とし、認可申請書の後に添付図面等一覧表に表示した順序に従って（番号を付して見出しをつける）とじ、添付図面等は、図面に番号を付し、Ａ４版の布袋又は紙袋に入れてとじること。

|  |
| --- |
| 採取計画認可申請書 |

**１　岩石採取場の区域**

**（１）岩石採取の場所**

　　　　代表的な地番を記載し、その他の地番が全部で何筆か記載のこと。

**（２）採取場の面積**（単位は、㎡とし㎡未満は切り捨てること。）

　　　　採取場の面積・・・岩石採取に係るすべての面積を記載。（下記内訳の合算）

　　採取（採掘）面積・・・採取する面積（下記内訳の「採掘区域」の面積）

　 　　内訳・・・採取場内を保全区域、採掘区域、破砕・選別工場、調整池・沈殿池、事務所、たい　　　　　　　　　積場の区域に分けてそれぞれ記載のこと。

　　　　　　 　 （重複する地番については、それぞれ該当する面積等を分けて記載のこと。）

　　　ア　大字名、小字名については「土地登記簿謄本」のとおりに記載すること。

　　　イ　保全区域、採掘区域、破砕・選別工場、調整地・沈澱池、事務所、廃土石置場等に区分して　　　　　記載のこと。

　　　ウ　権利の種類は、所有権、採石権、借地等を記載のこと。

　　　エ　総面積は、岩石採取の事業に係る総面積として、「土地の用途」における内訳と合致するこ

　　　と。

　　　オ　砕石プラント、たい積場（製品、廃士廃石）、搬出道路（私道）、現場事務所、災害防止施設（沈殿池等）等岩石の採取に付随する主要施設で掘採箇所に近接している場合は、それらを

一体の岩石採取場の区域とすること。なお、たい積場等の場所が離れている場合もそれぞれの

所在地を記載すること。

　　　　　搬出道路（私道）については採取場内に入れることが望ましいが、入れない場合は後述の添　　　　　付図面「掘採に係る実測平面図」に地番とともに所有者（管理者）名を記入し、「私道通行　　　　同意書」を添付すること。

　　　カ　「採取場の面積」の「総面積」は、採取場境界線で囲まれるすべての区域の実測面積を記載　　　　　すること。

　　　　　場外堆積場の面積については、採取場の面積には含まないこと。

　　　キ　「採取場の面積」の「採掘面積」は、認可を受ける（受けている）採掘区域内の実測面積を　　　　　記載すること。

　　　ク　「採取場の面積」の「認可申請期間中における採掘面積」は、上記採取場内で申請する期間　　　　　内に掘採する区域（表土だけを掘採する部分も含む。）の実測面積を記載すること。

|  |
| --- |
| ＜**添付図面等＞**  　１　土地の権利を有する書面として  　　　自己所有地の場合は、土地の登記簿謄本、その他権限を有することを証する書面  　　　他人所有地の場合は、土地の登記簿謄本、誓約書（同意書）等  　２　利害のある周辺住民等との協定書、覚書等  　３　岩石採取場の位置図（１／25,000若しくは１／50,000）  　４　岩石採取場及び周辺の状況を示す図面（１／5,000）  　　　岩石採取場を中心とした周辺300ｍの状況を示す図面  　５　丈量図  　６　地籍図（一枚の平面図に記入のこと。法務局より交付を受けた公図も添付すること。） |

**２　採取する岩石の種類及び数量**

**（１）岩石名**

　　　ア　岩石名は、採石法第２条に規定する24種類の岩石とし、通称名があれば（　　　）書きで　　　　　記載すること。

**（２）数量**

　　　ア　添付書面の鉱量計算書により算出すること。

　　　イ　岩石採取量をｔ（トン）単位で記載し、平均年間採取量及び申請する期間内における採取量　　　　を記載するとともに認可期間内に発生する廃土・廃石量も記載すること。

　　　ウ　２種類以上の岩石の採取の場合は、種類ごとに採取量の内訳を記載すること。

　　　エ　砕石の場合は、原則としてプラントの能力にみあう採取量の範囲内とすること。

**３　採取の期間**

（１）岩石採取の認可期間は、「高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱」によるものとする。

（２）採取・賃貸借等の契約期間が上記期間以内の場合は、その期間以内とすること。

（３）他法令による許可・認可等の期間が上記の期間以内の場合は、原則としてその期間以内とするこ　　　と。

（４）採掘終了後の跡地処理工事を行う場合は、当該工事に要する期間を含めた期間とすること。

（５）「全体計画」は、終掘予定までの年月を記載すること。

（６）「採取開始」は、申請する採石場における最初に認可を受けた年月日を記載すること。

**４　岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項**

**（１）従業員数**

　　　ア　当該岩石採取場に従事する従業員について、部門毎に分けて記入すること。他の部門と兼務　　　　　する者は、（　　）の中に記入すること。

　　　イ　兼業がある場合は、全体の従業員数を合計欄の下に（　　）書きすること。

**（２）採掘方法**・・・（採石技術指導基準により示された採掘方法とすること。）

　　　ア　「採掘方法」は、原則として階段採掘法による方法とし、他の方法により採掘する場合は、　　　　「採石技術指導基準」（以下単に「基準」という。）で示されている方法によるものとするこ　　　　と。

　　　　　該当する採掘方法に○印で囲むこと。また、その他の場合については、グローリーホール採　　　　掘、傾斜面採掘等具体的に記入すること。

　　　イ　「保全距離」は、基準で示されている距離以上のこと。また「保全区域の地山の勾配」は、　　　　　その保全区域の勾配を記入のこと。

　　　ウ　「表土の除去」は、表土の厚さ及びその下層部の風化層の厚み（平均値）を各記入のこと。

　　　　　また「除去の方法」を具体的（表土の除去範囲、表土除去に使用する機械等）に記載のこと。

　　　エ　「採掘の方法」は、階段採掘法の場合には、階段の高さ、その幅、掘削面の傾斜等について　　　　　基準で示されている数値以内のこと。

　　　　　また「ベンチ形成の方法」を具体的に記載のこと。

**（３）採掘手段**

　　　ア　手掘り又は機械掘りの該当する方を○印で囲むこと。

　　　イ　機械掘りの場合使用する機械の名称等（一覧表）を記載のこと。

　　　　　表土及び岩石の掘採に使用する機械の名称（クローラードリル、ロックブレーカー、バックホウ、ブルドーザ等の型式名で記入し、商品名（ユンボ等）では記載しないこと。）、能力、台数についても記載すること。書ききれない場合は「採掘機械一覧表」を添付し、この欄にはその旨記載すること。

**（４）火薬類の使用**

　　　ア　火薬使用の有無について、［有・無］の該当する方を○印で囲むこと。

　　　イ　「有」の場合は、その種別、年間予定使用量及び１回当たりの使用量を記載すること。

　　　ウ　「有」の場合は、「発破規格図」を作成すること。

　　　　　毎日定時に発破を行っている場合は、（毎日定刻に発破）を○で囲むこと。

　　　エ　小割発破の実施の有無について記載すること。（張り付け発破は、禁止）

　　　オ　小割機械を使用する場合は、その機械の名称を記載すること。

**（５）破砕・選別方法**

　　　ア　破砕・選別設備の有無について［手選別・機械選別］の該当する方を○印で囲むこと。

　　　イ　機械使用（破砕・選別設備）がある場合は、機械の名称（ジョークラッシャ、ロッドミル、　　　　　振動ふるい、トロンメル、湿式分級機等の型式名で記入すること。）能力、台数を記載する　　　　こと。この欄に書ききれない場合は「破砕設備一覧表」を添付し、この欄にはその旨記載する　　　　こと。

　　　ウ　区分欄には、破砕・選別・移送の別を記載し、大気汚染防止法に係る施設は○で囲むこと。

**（６）水洗設備**

　　　ア　水洗設備については、［有・無］の該当する方を○印で囲むこと。

　　　イ　水洗設備がある場合には、その機械の名称等を記載すること。

　　　ウ　排水について、その水が［循環方式・直接排水方式］のどちらか該当する方を○で囲むこと。

　　　　　また、その水の取水源（地下水、河川、沼地等）、取水方法、１日の平均取水量等を記入すること。

　　　エ　区分欄には、破砕・選別・凝縮・脱水の別を記載し、水質汚濁防止法に係る施設は○で囲む　　　　こと。

**（７）運搬機械**

　　　ア　採取場内において、原石、製品、廃土又は廃石の運撒及び積み込みに使用する機械の名称（ダンプトラック、ホイールローダ等の型式名で記入すること。）、能力（バケット容量、積載ｔ数、馬力数）、台数を記載すること。また書ききれない場合は「運搬機械一覧表」を添付し、この欄にはその旨記載すること。なお、採取場外において使用する機械類については記載しないこと。

　　　イ　採掘機械と兼ねるものについては、備考欄に○印のこと。

|  |
| --- |
| ＜**添付図面等＞**  　８　実測平面図  　９　採掘に係る土地の縦断面図及び横断面図  10　採掘規格図  11　発破規格図（採掘規格図と併用することも可）  12　破砕選別系統図（フローチャート）、配置平面図  13　場内における運搬系統図（他の図面と併記することも可） |

**（８）他の行政庁の許認可等について**

　　　ア　法令名の欄には「森林法」「大気汚染防止法」等記入のこと。

　　　イ　担当機関名の欄には「県森林整備課」「○○保健所」等記入のこと。

　　　ウ　処分のあった日の欄には、許認可等の処分を受けた年月日、また届出を受理された年月日を　　　　　記載のこと。

　　　エ　規制の対象となる内容の欄には、「林地開発許可」「粉じん発生施設」等記入のこと。

|  |
| --- |
| ＜**添付図面等＞**  　７　他の行政庁の許認可等（処分（通知）文書の写し又は申請書（等）の（写し）） |

**５　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項**

**（１）採取場の周辺300ｍ以内における土地の利用状況及び公共施設、建物等の名称、保安物件との距離等**を記載すること。（その他の建物の位置、農業用施設（保安林、農地など）等の状況を含む。）

　　　※保安物件とは、鉄道、道路、河川、池、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、学校、病院等　　　の公共の用に供する施設及び家屋（民家）、送電用鉄塔、水道関連施設など（採石法第10条第１　　　項の規定）の物件をいう。

　ア　採取場区域から最短直線距離を記載すること。

　　　イ　「岩石採取場周辺状況図」に記載することとなるが、この欄に文章として必ず記載すること。

**（２）（予想される）災害の態様及び範囲**

　　　　当該採取場における岩石の採取等に伴い、一般的に発生が予想される災害の態様及びその災害　　　　が影響を与える範囲を具体的に記載すること。

　　　ア　土地の崩壊、亀裂又は陥没

　　　　　断層、層理、石目等の亀裂による岩盤の崩壊あるいは発破後の落石、集積した表土の崩壊等

　　　イ　騒音・騒音発生源（騒音規制法・振動規制法の指定地域である場合は、その規準値）

　　　　　発破、削岩機、重機、車両、破砕選別施設等から発生する騒音、振動等

　　　ウ　粉じんの発生源

　　　　　削岩機から発生する岩粉、堆積物から発生する粉じん、破砕選別施設（破砕機、ふるい等）　　　　　から発生する粉じん、ベルトコンベア等から発生する粉じん、製品積み込み時に発生する粉　　　　じん等

　　　エ　飛石

　　　　　発破の際の飛石、小割発破による飛石、掘採切羽面の自然崩壊による飛石等

　　　オ　廃土又は廃石の流出

　　　　　堆積物の崩壊及び雨水、泥水等による堆積物の洗掘等

　　　カ　汚濁水の流出

　　　　　沈殿池の維持管理の不備、汚泥等の処理の不備、排水路等の破損等、水洗処理水

　　　キ　「災害防止の方法、施設」は、崩壊防止の擁壁、防音壁等の施設、又は飛石防止のため防護　　　　　シートを被せる等の方法を具体的に記載すること。

**（３）災害防止の方法・設備（措置）**

　　　　「採石技術指導基準書（以下「基準書」という。）」の基準を満たすこと。

　　　ア　土地の崩壊、亀裂又は陥没（転落石を含む）

　　　　（ア）当該計画の採掘方法の採用に際して、配慮した事項

　　　　（イ）保全区域に接した採取区域の防護策

　　　　（ウ）表土除去後の防護策

　　　　（エ）採掘箇所の点検の方法

　　　　　　ａ　露天掘りにおいては、保全距離、表土除去、掘削勾配、掘採箇所の点検方法、転落石　　　　　　　防護柵等について記載すること。

　　　　　　ｂ　坑内掘り等の露天掘り以外の採掘方法を用いる場合には「基準書」による方法とする　　　　　　　こと。

　　　イ　騒音

　　　　（ア）主な騒音発生源

　　　　（イ）騒音抑制措置（建屋での被覆、遮音壁、操業時間帯の調整等）

　　　　（ウ）騒音規制法に基づく指定地区にあっては、その騒音規制基準について

　　　　　　ａ　主な騒音発生源とその騒音抑制措置（建屋での被覆、遮音壁の設置、操業時間帯の調　　　　　　　整等）について記載すること。

　　　　　　ｂ　騒音規制法に基づく指定地域にあっては、その騒音規制基準について記載すること。

　　　ウ　振動

　　　　（ア）主な振動発生源とその振動抑制措置について記載すること。

　　　　（イ）振動抑制措置

　　　　（ウ）振動規制法に基づく指定地区にあっては、その振動規制基準について記載すること。

　　　エ　粉じん

　　　　（ア）大気汚染防止法に係る施設、構造物とその粉じん防止措置

　　　　（イ）その他、粉じん発生源となる作業と粉じん飛散防止措置

　　　　　　ａ　粉じん発生源（破砕選別作業、採掘作業等）とその粉じん防止措置（建屋での被覆、　　　　　　　集じん機の設置、散水の実行等）について記入すること。

　　　　　　ｂ　大気汚染防止法施行令別表第２に掲げる施設に該当する施設及び同法施行規則第16条に規定する構造等に関する基準に基づく粉じん防止措置について記載すること。

　　　　　　ｃ　その他の粉じん発生源となる作業（露天採掘作業、破砕・選別作業等）と、これに対　　　　　　　する粉じん防止措置について記載すること。

　　　オ　飛石

　　　　（ア）発破の際の通報

　　　　（イ）飛石防止措置

　　　　　　ａ　掘削方向、発破孔のさく孔方向、適正装薬量による飛石災害防止方法について記載す　　　　　　　ること。

　　　　　　　　また、危険防止のための危険区域の設定、同区域の見張人の配置、発破時刻の定刻化、発破警告等の措置について記載すること。

　　　　　　ｂ　危険区域内に公共施設又は建物があるときは、飛石防護網の設置等の措置を行い、そ　　　　　　　の内容を記載すること。

　　　　　　ｃ　小割発破を行う場合の災害防止方法（適正装薬量、飛石防護網等）について記載する　　　　　　　こと。

　　　カ　廃土又は廃石の流出

　　　　（ア）廃土又は廃石の発生量

　　　　（イ）堆積場の容積（一時堆積場も含む。）

　　　　（ウ）土留施設（一時堆積場も含む。）

　　　　（エ）堆積場へ流入するおそれのある水の排水施設（一時堆積場も含む。）

　　　　　　ａ　たい積場（一時たい積場を含む。）内外を問わず廃土又は廃石の流出防止措置（土留　　　　　　　工等）についても記入すること。

　　　　　　ｂ　たい積場以外からの廃土、廃石の流出源及びその流出防止措置について記載すること。

　　　キ　汚濁水の流出（水洗処理水）・・・場内水を排出する場合（水洗した処理水がある場合）

　　　　（ア）排出源

　　　　（イ）処理前の水質と水量

　　　　（ウ）排出処理の処理施設と方法

　　　　（エ）排出水の水量と水質及び排出口

　　　　　　・　水洗する場合は、汚水発生量（１日当たり平均）及びその水質（水素イオン濃度、浮　　　　　　　遊物質量等）並びに汚水の処理方法（沈殿池、シックナー、薬剤の使用等）、排出水量　　　　　　　（１日当たり）及びその水質について記入すること。

　　　ク　汚濁水の流出（沢水、山腹水と降雨の雨水）

　　　　（ア）沈殿池・洪水調整池等の設置する施設を記入すること。

　　　　（イ）沈殿池・洪水調整池等の施設の概要（容量及び表面積等）を記入すること。

　　　　（ウ）沈殿池・洪水調整池等の施設の維持管理方法について具体的に記入すること。

　　　　　　・　降雨水及び場内湧水が採取場内を流れることにより発生する汚濁水の処理方法（沈殿　　　　　　　池の設置等）について記入するとともに、沈殿物等の処理方法についても記入するこ　　　　　　　と。

　　　　　　　　また、採取場上流の沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁防止のための措置（ダム、　　　　　　　沢水排水路、山腹水路等）について記入すること。

　　　ケ　ダンプの通行（原石・製品及び廃土石の運搬）

　　　　（ア）１日当たりの平均搬出トン数を記入すること。

　　　　（イ）運搬車の台数・能力等を記入すること。

　　　　（ウ）岩石の搬出に際して行う交通安全対策について、項目毎に記入すること。

　　　コ　採掘終了措置

　　　　（ア）採掘が終了した箇所及び申請する期間内に終了する予定の箇所について、終了後の災害　　　　　　防止等についての措置状況及び措置計画について記載すること。

　　　　（イ）保全区域の保全、最終残壁の小段の高さ、幅及び勾配について記載すること。

　　　　（ウ）植栽（緑化）計画について記載すること。

　　　　（エ）その他終了後の災害防止措置（立入禁止柵、整形、坑口閉そく等）について記載するこ

　　　　　　と。

　　　　（オ）その他災害防止措置の方法及び施設について記載ずること。

|  |
| --- |
| ＜**添付図面等＞**  14　添付図面－４に、採取場から300ｍ線を記入し、その区域内にある公共施設、建物を明示した周辺状況図  17　汚濁水の処理系統図  18　沈殿池の設計書及び図面  19　降雨の導水路、沈殿池への経路及び設計書  20　添付書面－３に当該採取場から国道、県道に至るまでの搬出経路を記入すること。  21　採掘終了時の平面図及び断面図 |

**６　岩石の賦存の状況**

（１）岩石採取場及びその周辺の地質状況（地形、構造、分布、形態等）及び目的岩石の賦存状況（走　　向、傾斜、厚さ等）を記載すること。また、表土の状況（性質、厚さ等）、亀裂、断層、節理等　　　についても記載すること。

（２）試すいを実施した場合は、その結果を記載し、また、湧水がある場合はその箇所及び量について　　記載すること。

（３）岩石採取場における全体の岩石採取可能量（岩石賦存量）についても記載すること。

|  |
| --- |
| ＜**添付図面等＞**  22　地質図がある場合は、添付すること。  23　添付書面－９に賦存量を計算した岩石賦存量計算書 |

**７　採取する岩石の用途**

　　採取しようとする岩石の用途別年間生産量等を記載すること。

**８　廃土又は廃石のたい積の方法**

　　廃土又は廃石のたい積場の所在地（採取場外にたい積場がある場合は、採取場からたい積場までの距離も記入すること。）、たい積方法、面積、高さ、法面勾配及びたい積場の立地条件、災害防止の

方法（防護措置も含む）を記入すること。

　　・たい積物流出防止措置

・たい積場からの汚濁水流出防止措置

　　・たい積場内へ流入するおそれのある排水施設等の状況及び流入するおそれのある水（排水施設、　　　沢水、雨水等）の流入防止措置

　　・廃土、廃石の処理方法

・たい積場の残容量（転圧する場合は、その変化率を乗じた数量）

　　・廃土・廃石を場外へ搬出する場合は、埋立用地の確保状況及び埋立容量について記載すること。

　　　　たい積場については、一時的又は長期的に行う場合を問わずすべてのたい積場が採取計画によ　　　り規制されるので、位置の選定に十分注意し、土留施設、堆積方法等も基準書に準じて計画する　　　　こと。

|  |
| --- |
| ＜**添付図面等＞**  15　廃土又は廃石の発生量に係る計算書  16　土留施設、排水施設の計算書  　　　（なお、廃土又は廃石を埋めて立て地等へ搬出する場合には、埋立用地の確保状況（当該土　　　　地の登記簿謄本、契約書等の書面）及び埋立容量について説明した書面を添付すること。）  24　たい積の方法の設計書及び図面 |

**９　岩石採取場を管理する事務所、業務管理者等**

**（１）採取場を管理する事務所の名称及び所在地**

　　　　採石法第32条により登録されている事務所の名称及び所在地（電話番号）を記載すること。

　　　　変更があった場合は、直ちに法第32条の７第１項の届出を行うこと。

**（２）業務管理者の氏名、生年月日、住所及び合格又は認定番号**

　　　ア　業務管理者は、岩石採取場において、現にその職務に従事している者について記載すること。

　　　イ　採取場を管理する事務所の業務管理者の氏名、生年月日、住所及び合格又は認定番号を記載　　　　すること。

　　　ウ　複数の業務管理者により管理を行う場合は、すべての者について記載し、その主たる責任者　　　　には、［正］としその補佐的な者には、［代］としその責任順序を記載すること。

　　　エ　合格又は認定のいずれか該当する方を○印で囲むこと。

**（３）岩石採取計画に従って災害防止が行われるための採石業務管理者の監督計画**

　　　ア　認可採取計画に従って適正に採取が行われるよう、業務管理者が採取従事者に対して行う説　　　　明、監督、教育等について具体的に箇条書きで記載すること。

　　　イ　災害防止施設の管理、災害防止措置について記載すること。

　　　ウ　災害発生又はそのおそれがある場合の業務管理者としての対策及びに処理方法について記載　　　　すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類 | 図面については、それぞれの図面を併用した図面でも可 |

　（注）図面上の保全区域、採取区域・・・雨水の流れ等の色分けについては、基本的にこの作成要領　　　によること。ただし、この色分けによらない場合は、色分け等の注釈を表記すること。

**１　土地の権限を有する書面** （規則第８条の15第２項第７号に定める書面）

**■土地登記簿謄本**（土地謄本）

　　①　採取認可申請書中「１　岩石採取場の区域」に記載した土地の謄本を字地番順にとじること。

　　②　土地謄本の有効期間は、原則として、法務局が発行した日から３箇月以内のものであること。

　　③　認可申請書の正本には、土地謄本の正（法務局による朱印のあるもの）を、認可申請書の副本　　　及び控えについては、正本を複写したものを添付すること。

　　④　原材料、製品等の搬出入に際し、他人の土地を利用するときは、当該土地についての利用承諾　　　書等及び土地謄本を添付すること。

**■採取権限関係の書類**（岩石採取場で岩石の採取を行うことについて、申請者が権限を有すること又　　は権限を取得する見込みが十分であることを示す書面）

　　①　申請者が所有する土地で採石を行う場合は、当該土地に係る土地（不動産）登記簿謄本を添付　　　すること。

　　②　他人の土地で採石を行う場合は、土地所有者その他当該土地に関し第三者に対抗する権利を有　　　する者（土地所有権者、地上権者、抵当権者等）と申請者の間の当該土地において岩石を採取す　　　る旨等を内容とした契約書又は同意書の写し。必ず当該土地所在地（地番まで表示。一部分の土　　　地の契約等の場合は、その部分を表示した書類を添付すること。）、契約者、契約期間、契約日

の入ったものとする。

　　③　規則に規定する「権限を取得する見込みが十分であることを示す書面」とは、当該土地の売買　　　の契約が成立している場合における予約契約書等の写し、土地の購入又は岩石の採取について地　　　権者とほぼ意見の一致をみているが、細部について未調整の場合における地権者の同意書の写し　　　等をいう。

　　④　契約者と土地登記簿謄本の所有者が違う場合は、契約者が正当な権利者であることを示す書類　　　を添付すること。

　　⑤　共有地の場合は共有者全員との契約（委任状等）であること。

　　⑥　契約期間は申請期間に見合ったものであること。

　　⑦　官（公）有地の場合には所管官庁の岩石採取についての証明書（貸付、借用、払下げ等）を添　　　付すること。

　　⑧　採石権に基づき採石を行う場合は、その権利を証する書面を添付すること。

**２　利害のある周辺住民等との協定書、覚書等**

　（地元協定書等）

　　・採取、運搬等について地元市町村、地元自治会等と協定、覚書を締結している場合は、その写し　　　を添付すること。

　（漁業関係者同意書等）

　　・採取に伴う汚濁水等により、漁業権との調整が必要な場合は、関係漁業権者の同意書等の写しを　　　添付すること。

　（境界確認）

　　・採取場関係土地所有者と隣接地の土地所有者が異なる場合は、隣接地所有者との境界を確認のこ

　　と。（確認書等の添付は不要）

　（鉱業権者との協議書等）

　　・採取場が鉱業法に定める鉱区と重複する場合は、その鉱業権者との協議書等の写しを添付するこ

　　と。

**３　岩石採取場の位置図（１／25,000又は１／50,000）**

1. 岩石採取場の位置を1/25,000～1/50,000の地図に方位・縮尺を記入し採取場を朱書で表示する

こと。

　　② 採取場と骨材プラントが離れているときは、採取場からプラントに至る運搬経路を茶色で、プラ

　　　ントの位置を青色で表示すること。

③できるだけ国土地理院発行の地形図を利用すること。

**４　岩石採取場の周辺の状況を示す図面（１／5,000）**

　・岩石採取場を中心とした周辺300ｍの状況を示す図面

　　　標準縮尺は、1/5,000とし、採取場の区域を朱線で囲み、かつ、境界から300ｍの範囲の状況について次の事項を表示すること。

　　　・切羽の位置

　　　・廃土石堆積場の位置

　　　・災害防止施設の設置場所

　　　・岩石採取場並びにその周辺300ｍの範囲内に存する河川、道路その他の公共の用に供する

　　　　施設、家屋（人家）その他の建物の位置及び農業用施設等。

**５　丈量図**

　■鉱量計算書

　　①添付図面の横断図から両端断面平均法により算出すること。

　　②等高線算出法、電算による算出等のときは、根拠を明示すること。

　■岩石採取場面積計算書（図）

　　①岩石採取場（境界線で囲まれる区域）の面積を原則として座標法又は三斜法等により計算し、そ　　　の面積計算を記載すること。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を記載すること。

1. 面は「掘採に係る実測平面図」と同一の縮尺が望ましい。

　　③境界杭の位置及びその番号を記載すること。

　■岩石採取区域面積計算書（図）

　　①申請する期間内の岩石及び表土の採取（除去）計画区域の面積を、原則として座標法又は三斜法　　　等により計算し、その面積計算を記載すること。他の方法による場合は、求積の方法及び根拠を　　　記載すること。

　　②図面は「掘採に係る実測平面図」と同一の縮尺が望ましい。

　■岩石採取量計算書（申請期間）

　　①申請する期間内の岩石採取量を「掘採に係る実測縦断面図」で求めた数値（ＣＡ′）により計算　　　する。

　　②この数値（容量：立方メートル）に原石の比重を乗じて採取量（重量：トン）を算出する。

　　　計算の結果小数点以下の端数が生じた場合は小数点以下を切り上げること。

　■全体面積求積図

1. 縮尺は、平面図と同縮尺とし、面積は三斜求積法により算出すること。
2. 電算による算出等のときは、根拠を明示すること。

　　③ 岩石採取場の区域（保全区域、事務所、破砕選別、洗浄施設等の区域を含む。）の面積を表し、　　　 様式第15号の１の全体面積と合致すること。

　■採取区域求積図

　　①上記①及び②に準じて算出すること。

　　②岩石を採取する区域の面積を表し、採取面積と合致すること。

**６　地籍図（字図）（一枚の平面図に記入のこと。）・・・公図の写し**

　　①採取場に係る土地の公図の写し（法務局出張所等で求める）。

　　②採取場の境界線を表示する（黄緑線）。

　　③採取場内及び周辺に建設省所管公共用財産（里道＝赤線、水路＝青線）が存在する場合は、これ　　　らを表示する。

　　④公図が現状と一致する場合（例えば、地籍図等）は、採取場隣接地の１筆毎の地番、地目、面積、所有者名を記入することが望ましい。

**７　処分（通知）文書の（写し）又は申請書（等）の（写し）**

1. 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、当該処分を行った行政庁が発行した証明書又は許可証の写しを添付すること。

　　②「受ける見込に関する書面」については、他法令の許可、認可、その他の処分を受けるため、申　　　　請者が当該行政庁へ提出した申請書等の写しを添付すること。（提出月日を必ず記入するこ　　　　と。）なお、この場合は、正式に処分（許可・認可等）があったときには、その写しを提出する　　　こと。

　　③他法令に基づく手続の中には、申請から処分に至るまで相当な期間を要するものもあるので注意　　　すること。

**８　実測平面図（１／500～１／1,000）**

①平面図は現況の実測図とし、縮尺は1/500～1/1,000とする。

②図面は、採取場内及び採取場の区域外30ｍ以上の範囲の地形を明示したものであること。　　　　　（測量士、土地家屋調査士等の氏名、作成年月日を記入すること。）

　　③縦断、横断測点及び測量の基準点（永久杭）を明示すること。

　　④採取場の範囲（境界）を赤線で囲み保全区域を緑色で明示し、採取区域を黄色で着色すること。

　　⑤廃土石堆積場、沈殿池、破砕選別施設、汚水処理場、火薬庫及び災害防止施設の設置場所等を記　　　載するとともに、採取箇所については切羽の位置、場内運搬路及び排水路を記入し、掘削方向は　　　赤の矢印で、雨水の流出方向は青色の矢印で図示すること。

　（露天掘りの場合）

①保全距離線を記載する。なお、保全距離＝５ｍではなく、最終的に採取しない区域を保全区域とする。

　　②表土を除去しようとする（計画）区域を記載する（茶色）。

　　③申請する期間内における岩石採取計画区域を表示する（赤色）。

　　④縦断面線、横断面線及びそれらの番号を記載する。（掘削方向を縦断面、それと直交する方向を　　　横断面とする。）これらは両側の境界線の外側まで記載すること。

　　⑤縦断面線は概ね20ｍ間隔にとる。横断面線は採取計画区域のほぼ中央に必ず１本はとり、数、　　　　間隔は必要に応じてとること。

　　⑥断面線は互いに垂直であることを原則とするが、地形が複雑な場合は、地形の状況が判読できる　　　　よう適宜とること。

　　⑦登板道（計画も含む。）、計画ベンチの位置を記載すること。

　　⑧採取場隣接地の地番、地目、面積及び所有者名を記入し、それらの境界も記載すること。

**９　採掘に係る土地の縦断面図及び横断面図**

　（横断面図は、岩石賦存量の計算をするための図面と併用し、そのスパンできり、全体計画及び認可　　期間終了の際の計画線を記入すること）

　■掘採に係る実測縦断面図

　　（掘採に係る土地の実測縦断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの）

　　①縮尺を記載すること。

　　②縮尺は「掘採に係る実測平面図」と同一とすること。

　　③垂直方向と水平方向の縮尺は同一とすること。

　　④レベル（海抜）を記載すること。

　　⑤最終採取計画地盤面及び最終残壁計画を記載すること。

　　⑥申請する期間内における採取計画区域を表示する（赤色）。

　　⑦採取量計算はこの図によって行うので、平面図及び次に述べる横断面図と正確に合致するよう　　　　（垂直・水平方向とも）作成すること。また、平面図の断面線番号とこの断面線番号を合致させ　　　ること。

　　⑧申請する期間内の岩石採取量計算基礎を記載すること（ＣＡ’）。なお、断面積計算に三斜法を用いた場合は寸法線及び寸法はそのまま記載しておくこと（小数点以下１位止め）。

　　⑨全体の（申請する期間内を含む）岩石採取可能量計算基礎を記載すること（ＣＡ）。

　　⑩横断面線位置及び番号を記載すること。

　　⑪両端の土地境界線を記載すること。なお、境界線の外側についてもある程度記載すること。

　　⑫近接する施設等の位置についても記載すること。

　　⑬測点間隔は40ｍ以内とし、断面が大きく変化するところは追加すること。

（露天掘りの場合）

①保全区域を表示すること（両側とも）。

　　②申請する期間内における表土除去計画区域を表示する（茶色）とともに平面図、横断面図と合わ　　　せること。

　　③申請する期間内（ＣＡ’）及び全体（ＣＡ）の表土除去量計算基礎を記載すること。

　■掘採に係る実測横断面図（掘採に係る実測横断面図に当該土地の計画地盤面を記載したもの。）

　　①縮尺を記載すること。

　　②縮尺は「掘採に係る実測平面図」と同一とすること。

　　③垂直方向と水平方向の紡尺は同一とすること。

　　④レベル（海抜）を記載すること。

　　⑤最終採取計画地盤面及び最終残壁計画を記載すること。

　　⑥申請する期間内における採取計画区域を表示する（赤色）。

　　⑦平面図（水平方向）、縦断面図（垂直方向）と正確に合致すること。また、平面図の断面線番号　　　とこの断面線番号を合致させること。

　　⑧縦断面線の位置及びその番号を記載すること。

　　⑨両端の土地境界線を記載すること。なお、境界線の外側についてもある程度記載すること。

　　⑩近接する施設等の位置についても記載すること。

　　⑪上記の縦断図に準じて作成すること。

　　⑫図面に廃土及び採取する鉱量数を記入すること。

**10　採掘規格図**

　　①標準的採掘法を図化したもので、基準書の基準以下であること。

　　②決定した採掘方法を進めていくための採掘の型すなわち単位となる採掘法を図化する。

　　③任意の縮尺とするが、「掘採に係る実測縦断面図」又は「掘採に係る横断面図」の内の代表的な　　　断面を用い、掘削順序を記載すること。

（露天掘りの場合）

①表土除去と岩石採取区域との関係を示すこと（表土除去の先行）。

②階段採掘法の場合は、階段の高さ、幅、掘削面の勾配を示すこと。

③その他の採掘法においても、同様の項目等について示すこと。

**11　発破規格図（採掘規格図と併用することも可）**

　　①火薬類を使用する場合に添付すること。

　　②任意の縮尺とする。

　　③標準的発破方法を図化し、穿孔長、孔径、孔間隔、方向、１孔当たりの装薬量及び一回当り最大　　　装薬量等についての規格を図化しを記載すること。

　　④火薬類（火薬、爆薬（ダイナマイト、含水爆薬、ＡＮ－ＦＯ）、火工品（電気雷管、導火管付き　　　雷管等））の種類別に、通常の場合の発破１回当たりの使用量、１箇月の最大使用回数、最大予

　　　定使用量、年間予定使用量について記載すること。

**12　破砕選別系統図（フローチャート）、配置平面図**

①破砕設備、選別機械がある場合に添付すること。

　　②岩石の破砕選別から製品に至るまでの工程を図化（フローチャート）して名称一覧表（機械の名　　　称、能力、出力等）を記載すること。

　　③水洗の場合は、用水の循環使用・排水の別、使用水量（１日当たりの平均使用水量）及びその取　　　水源ごとの取水量を記載すること。

　・破砕設備、選別機械一覧表において、申請書の「破砕設備」「選別設備」の欄に書ききれない場合　　　に添付すること。

**13　場内における運搬系統図**

　　①任意の縮尺とする。「掘採に係る実測平面図」の原紙を使用することが望ましい。

　　②切羽、原石ホッパー、製品置場等採取場内における、運搬、積込み系統を図示すること。

　　③平面図の原紙を利用した場合は、後述する「汚濁水処理系統図」「災害防止計画書（図）」と兼ねることができる。

**14　添付図面－４に、採取場から300ｍ線を記入し、その区域内にある公共施設、建物を明示した周辺　状況図**

　■岩石採取場周辺状況図（岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面）

　　①地形の状況がわかる縮尺1/3,000～1/5,000のものとする。

　　　（森林基本図又は都市計画基本図を利用するのが便利である。）

　　②縮尺及び方位を記入すること。

　　③採取場境界線を表示する。（赤色。必ず閉じること。）

　　④申請する期間内の採取区域（表土除去だけの区域も含む。）（黄色）、廃土又は廃石のたい積場の位置（茶色）及び災害防止施設の設置場所（青色他）を表示すること。プラント位置も表示することが望ましい。

⑤岩石採取場並びにその周辺300ｍ（採取場の外縁から）の範囲内に存在する河川、道路、その　　　　　他公共の用に供する施設（鉄道、橋、ダム、公園、学校、病院等）、家屋その他建物の位置及び　　　農地、農林業等の産業用施設等を記載し、その名称も記入すること。

　　⑥採取場の中心から100ｍ、200ｍ、300ｍ、400ｍ、・・・の円（⑤に示した施設等がすべて含まれる円とする。）を記入すること。

　　⑦凡例、採取場名（申請者名）を記載すること。

　　⑧後述の「搬出経路図」と兼ねてもよい。

**15　廃土又は廃石の発生量に係る計算書**

　■廃土処理計画

　　①廃土石の処理方法、廃土石堆積場の位置、堆積方法、堆積物の崩壊防止の施設、雨水排水の処理　　　等を具体的に記載すること。

　　②場外に廃土堆積場を確保しているときは、その所在地及び上記①を記載すること。

　■廃土、廃石発生量計算書

　　①表土（風化層を含む。）の量を算出すること。これは、実測平面図・断面図を利用し、トレンチ　　　ング、ボーリング等を行って実際の表土の厚さを求めて計算する。

②容量（立方メートル）で表すこととし、掘採に伴う変化率を乗じた数値も示すこと。

③プラント等から発生ずる廃石（ダスト等）量を算出すること。

④汚濁水処理施設（沈澱池、プレス等）から出される廃土石量を算出すること。

⑤その他事業に伴って発生する廃土、廃石の量を記載すること。

**16　土留施設、排水施設の計算書**

**（廃土又は廃石を埋立て地等へ排出する場合には、埋立用地の確保状況（当該土地の登記簿謄本、契約書等の書面）及び埋立容量について説明した書面を添付すること。）**

　■土留施設設計書及び図面

　　①たい積物の流出のおそれのある場合には必ず設置すること。

　　②施設は、地震力、土圧を考慮して設置し、基準書に基づき設計することを原則とする。この設計　　　書及び図面を添付すること。

　■たい積場設計書及び図面

　　①一時たい積場を含む。

　　②たい積場の位置（離れている場合）、たい積場の周囲及び下流の状況（地形、道路、農業施設、　　　流入のおそれのある水路、農地、家屋等）のよくわかる図面を作成すること。（平面図と別図と　　　してもよい。周辺状況図と兼ねてもよい。）

　　③たい積場全体を示す実測した平面図、縦断面図、横断面図を作成すること。これらには、たい積　　　前の地盤、既たい積地盤及び完了予定地盤（点線）を必ず記載すること。

　　④上記平面図、断面図を利用して容量を算出し、計算書（説明書）を添付すること。なお、今後の　　　たい積可能量が前述の廃土、廃石発生量（変化率を乗じた後のもの）以上であること。

　　⑤平面図と①の図面を別にした場合は、近接の物件について平面図に示すこと。

　　⑥平面図及び断面図に「土留施設」及び「暗きょ」について表示すること。

　　⑦断面図にはたい積の方法及び順序を示すこと。

　　⑧完成した（たい積後の）状態における安定計算を行うこと。

　　⑨たい積場内へ流入するおそれのある水の排水施設の設計書及び図面を添付すること。

　■埋立用地等確保書面（図）

　　　廃土、廃石を埋立地等へ搬出する場合には、埋立用地の確保状況及び埋立容量について説明した　　　書面及び図面を添付すること。

**17　汚濁水の処理系統図**

　　①汚濁水の発生する原因別（水洗水、降雨水等）に作成すること。（図面は兼ねてもよい。）

　　②水洗汚濁水については、発生箇所から場外排水直後の施設まで記載すること。

　　③降雨水については採取場全体に係る集水区域の図面（1/500～1/2,000）を作成し、次の項目につ　　　いて記入すること。

　　　・縮尺、方位

　　　・採取場境界線（赤色）、採取申請区域（黄色）及び現況

　　　・掘採箇所上流の沢水及び山腹水の場内貫流による汚濁防止のために設置した施設（ダム、沢水　　　　排水路、山腹排水路等）の状況

　　　（注）集水区域が大きい場合は、採取場だけの図面と全体の図面（1/5,000まで）に分けてもよい。

　　④汚濁水処理施設（沈澱池、調整池、沈砂地、汚水処理機、排水路等）を示し（青色）、施設名、　　　番号を記載すること。

　　⑤流水方向を矢印で示すこと。

　　⑥場内湧水を汚濁することのないよう場外へ排出するための施設について示すこと。

　■集水面積計算書（図）

　　①降雨による集水面積を計算すること。

　　②図面の縮尺は原則として1/5,000までとする。

　■汚濁水処理施設設計書及び図面

　　①任意の縮尺とする。

　　②施設ごとに作成することとし、「汚濁水処理系統図」の施設番号と合わせること。

　　③汚濁水発生量及びその計算基礎について記載すること。各施設はこの量を処理できる能力をもつ　　　こと。

　　④降雨による汚濁水の発生量については計算により求めること。

　　⑤各施設の構造を示す設計書であること（平面・断面図）。

　　⑥沈澱物等の処理方法について記載すること。

　　⑦「水貿汚濁防止法」の適用を受ける場合には排水基準を満足することが可能な旨を説明した書類　　　を添付すること。

　　⑧沈澱池等危険防止の必要のあるものは、防護柵等の設置状況についても記載すること。

**18　沈澱池の設計書及び図面**

　■沈砂、沈殿池構造図

　　①縮尺は任意とする。

　　②降雨によって場内を流れる汚濁水、場内湧水、沢水の場内貫流による汚濁水並びに水洗設備のあ　　　る所はその汚濁水等を処理し得る大きさとすること。

　　③沈砂、沈殿池はコンクリート造り、その他堅固な構造とすること。

**19　降雨の導水路、沈砂池への経路及び設計書**

　■排水計算書

①　降雨による流出量の算式はＱｒ＝１／360・ｆ・ｒ・Ａにより算出する。

1. ：流出係数は、裸地　０．９、緑地　０．７、山林０．６とする。
2. ：流達時間内の平均降雨強度は、基準書によリ50年確率雨量から算出した数値又は別表による。（流域面積50ha以下の流達時間はＴ＝10分）

　　　［別表］　　　　県下主要観測所の確率降雨強度曲線（高知県土木部河川防災課：資料）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 足摺岬 | ２１１．２ | 宿　毛 | １５２．４ | 中　村 | １５６．０ | 船　戸 | １７１．０ |
| 佐　川 | １５４．２ | 高　知 | １７１．０ | 本　山 | １４７．６ | 大　栃 | １７４．６ |
| 室戸岬 | １８１．２ | 佐喜浜 | １９６．８ |  | | | |

再現期間：50年　時間降雨強度（mm/hr）：10分　この表の数値は、式値

④Ａ：集水面積は、実測平面図から算出する。広流域のときは周辺図から算出してもよい。

⑤　通水能力の算出は、Ｑ＝Ａ・ｖ，ｖ＝１／ｎ・Ｒ２／３・Ⅰ１／２により算出する。

　（別添の流出計算簡便表により計算してもよい。）但し、Ａは断面積、ｖは流速

　　⑥ｎ：粗度係数は、ヒューム管0.013，コンクリート二次製品0.014、コンクリート現場打ち0.016、

　　　　　　　　　　　　土の開削水路0.025、岩の開削水路0.035とする。

　　⑦Ｒ：径深は断面積（Ａ）÷潤辺（Ｐ）

　　⑧Ⅰ：水路勾配

　　⑨Ａ：断面積は管路のときは管径の８割断面以下とし、開水路のときは水路高の８割水深の断面　　　　　　以下とすること。

　　⑩通水能力は流出量以上であること。

　■沈殿池容量計算

　　①洗浄汚濁水については、水質汚濁防止法に基づく排水基準値以下にすること。

　　②降雨による切羽通過汚濁水についても①の基準値以下にするよう努めること。

　　③沈殿池は崩壊又は地滑りのおそれのない箇所に設置するとともに十分な処理能力を有するもので　　　なければならない。また必要に応じ沈殿促進剤等を投入する等により、汚濁水の流出を未然に防　　　止すること。

④沈殿池はコンクリート造り、その他堅固な構造とし常に最大機能を発揮できるよう措置すること。

⑤流出土砂量は、開発行為施行期間中における流出土砂量は、間伐行為に係る土地の区域１ｈa当た

り１年間におおむね200ｍ3～400ｍ3を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

　　　　［参考資料］　　年間１ha当り裸地　400ｍ3、緑地　15ｍ3、森林　１ｍ3

　　⑥沈殿池の水深上部１ｍは、掃流現象等により沈殿物が再懸濁するので無効容量とし、その下部容　　　量が流出土砂の３箇月分以上であること。

　■排水系統図

　　①図面は平面図と併用してもよい。

　　②採取場内の湧水、上流の沢水の場内貫流、雨水及び沈澱池からの排水を流す水路を青色で着色し、要所に→印で記入の上、○○川、○○池に流すとの説明書きをすること。

　　③排水計算書と合致すること。

　■円管、水路構造図

　　①縮尺は任意とする。

　　②構造物の材料、寸法等を明記すること。

　　③断面決定については、場内水等を流し得る断面とすること。

|  |
| --- |
| 排水計算書（計算記載例） |

　　集水面積　　５．６ｈａ（林地3.2ha、裸地2.4ha）で１箇所に集中する場合

１　流出量計算

　　①集水面積　５．６ｈａ（林地3.2ha、裸地2.4ha）

　　②平均降雨強度　　147mm（別表から）

　　③流出係数　林地0.6　裸地0.9

　　④流出量　Ｑ＝1／360×ｆ×ｒ×Ａ

＝1／360×0.6×147×3.2＋1／360×0.9×147×2.4

＝0.784＋0.822

＝1.666≒1.67（ｍ3／sec）

２　通水能力計算

　　採取場直下の県道に内径800mmのヒューム管が埋設されているのでこの通水能力を計算する。

　　なお、勾配は1／35であった。

1. 断面積　　Ａ＝0.67329Ｄ2 ＝0.67329×0.82 ＝0.4309
2. 径深　　　Ｒ＝0.30422Ｄ ＝0.30422×0.8 ＝0.2434
3. 粗度係数　ｎ＝0.013（ヒューム管）
4. 勾配　　　Ｉ＝1／35＝0.02857

1. 流速　　　ｖ＝1／ｎ×Ｒ2/3　×　Ｉ1/2　＝1／0.013×0.24342/3 ×0.028571/2 ＝

　　　　　　　　　　＝76.923×0.3898×0.169＝5.067（ｍ／sec）

1. 通水能力 Ｑ＝Ａ×ｖ＝0.4309×5.067＝2.183≒2.18（ｍ3／sec）

　　　　　　　　流出量　1.67 ＜ 2.18 　通水能力量でＯＫである。

**新規に埋設する場合は、将来の開発面積を考慮して管径を決定すること。**

|  |
| --- |
| 沈殿池容量計算書 (計算記載例) |

　　集水面積　５．６ｈａ（林地３．２ｈａ、裸地２．４ｈａ）で沈殿池１箇所で処理する場合

１　流出土砂量の計算

1. 流出土砂面積　５．６ｈａ（林地３．２ｈａ、裸地２．４ｈａ）
2. 流出土砂　林地　　　１ｍ3／ｈａ／１年間

　　　　　　　　 裸地　400ｍ3／ｈａ／１年間

1. 年間流出土砂量

Ｖ＝1×3.2＋400×2.4＝963.2（ｍ3）

1. 必要最低貯留量（３ヶ月に１回浚渫を限度とする場合）

　 964×3／12＝241ｍ3

２　沈殿池容量計算

　　別図からＶ＝1／2（30.0×8.0＋31.2×9.2）×1.2＝316.22ｍ3

　　必要貯留量　241ｍ3＜316.2ｍ3 沈殿池容量ＯＫである。

　　　省略：別図、流量計算簡便表、使用方法

|  |
| --- |
| 沈殿池の設計（沈殿池の規模） （計算記載例） |

　　50ｍ3／minの汚濁水を処理するために必要な沈殿池の規模は

　　（粒径0.2mmの以上の土砂の除去を目的とする場合　比重 2.65の粒子）

１　処理水量　Ｑ＝ 50 ｍ3／min＝50×60＝3,000ｍ3／h

２　沈殿速度　u0 ＝ 21.0 mm／s＝75.6m／h

３　沈殿池の表面積 Ｑ 3,000

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ａ ＝ | ｕ0 | ＝ | 75.6 | ≒ 40㎡ |

　　　　表面積40㎡の沈殿池を必要とする。すなわち、８ｍ×５ｍの沈殿池を設置すればよい。

　　　　一般には計算値より大きめの沈殿池を設けることが望ましい。

　　　　沈殿池の深さは、沈殿物のたい積深さを考えて、２．５ｍ位にするのが望ましい。

**20　添付書面－３に当該採取場から国道、県道に至るまでの搬出経路を記入すること。**

　■搬出経路図

　　（岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は都道府県道に至るまでの岩　　　石の搬出の経路を記載した書面）

①縮尺は1/5,000程度とすること。ただし、採取場から県道又は国道までの距離が長い場合は、はみ出す部分について1/50,000程度としてもよい。

　　②「岩石採取場周辺状況図」と兼ねてもよい。

　　③採取場から国道、県道等の公道に至るまでの経路を茶色の矢印で周辺図等に明示し、路線名（町　　　道○○線等）を記入すること。

　　④搬出経路に私道がある場合は、地番及び所有者名を記載し、通行権限を有することを証する書類　　　（契約書等）の写しを添付すること。

　　⑤私道を通行する場合は、粉じんの発生及び汚濁水の発生の防止方法についての書面等を添付する　　　こと。

　　⑥私道の公道取付け付近における汚損（泥土まき出し）防止について記載した書面等を添付すること。

**２１　採掘終了時の平面図及び断面図**

　■岩石採取跡地整備計画書

　　①採取跡地の災害防止のための工事に係る資金計画

　　　ア　採取跡地における災害防止のための工事方法及びその資金の確保の方法等について、記載す　　　　　ること。

　　　イ　災害防止のため必要な箇所については、認可期間中に緑化を推進すること。

　　②緑化が困難な理由

　　　　他法令により跡地の利用計画があらかじめ確定しているもの、地主との契約により跡地の利用　　　目的が確定しているもの等その理由を具体的に記載すること。

　■掘終了時の平面図及び断面図（跡地利用、緑化計画図）

　　①平面、縦横断図を作成すること。ただし、縮尺は任意とする。

　　②利用計画毎に地区分けをして、緑化時期毎に着色すること。

　　③採掘が終了する部分（特に残壁）について、その措置計画を平面図及び断面図に示すこと。

　　④植栽及び危害防止については、その設計図（拡大図）を添付すること。

　　⑤最終措置については、残壁計画（保全区域の土留工）、計画地盤、緑化計画、整地計画、跡地計　　　画、立入禁止柵、坑口閉そく等を示すこと。

**22　地質図がある場合は、添付すること。**

**23　添付書面－９に賦存量を計算した岩石賦存量計算書**

　■岩石賦存量計算書

　　　岩石採取場において、申請する期間を含めた全体の可採岩石（実際に掘採が可能である岩石）の　賦存量を算出し、計算書を添付すること。（平面図、断面図を利用する。）

　・試すい柱状図

　　試すいを行った場合は、その位置を示す図面及び柱状図を作成すること。

**24　たい積の方法の設計書及び図面**

　■廃土、廃石堆積図

　　①たい積場の位置は平面図（堆積場が場外にある場合は周辺図）に明示し、たい積面積、たい積量　　　を記載し、縦横断面計画図（縮尺1/500～1/1,000）を作成すること。

　　②たい積法面勾配は、基準書の基準に準じて計算すること。

**25　業務管理者に関する書面**

　■監督計画書

　　　業務管理者が、岩石採取場において認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われる　　よう監督するための計画を記載した書面。

　■管理機構組織図

　　①採石の事業を行うための企業内の組織を図化して記載すること。

　　②業務管理者の位置も明示すること。

**26　採石作業計画書**

**27　その他**

　■保証書・・・要綱第６条の規定に基づく保証書を添付すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（要綱第15条に該当する場合は不要）

　■写真

　　①写真は、採取場の全景（大きさは任意、縦写真でも可　採取区域を表示）、切羽の状況、沈殿池、廃土石堆積場、搬出路、標識等を撮影し、Ａ４判の用紙に貼って番号を付して提出すること。また平面図に撮影の位置、撮影の方向、番号を明示すること。

　　④採取場の出入口付近、場外から容易に採取場内へ立入が可能な箇所及び沈殿池周囲には、危害防　　　止上の措置（防護柵，表示板）を行い、その写真を撮影し、提出すること。

附則

　この要領は、平成12年８月１日から施行する。

附則

　この要領は、平成16年４月１日から施行する。

附則

　この要領は、平成18年７月１日から施行する。

附則

　この要領は、令和２年３月６日から施行する。

附則

　この要領は、令和３年３月17日から施行する。

６　岩石採取計画認可申請時の必要書類

採取計画認可申請時の書類等一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 必　　　　要　　　　書　　　　類 | 備　　　　　　考 |
| **採取計画認可申請書**（様式第15） | **採取計画の変更認可申請書**（様式17） |
| **１　岩石採取場の区域**  　（１）岩石採取の場所  　（２）採取場の面積  ［添付書面］ 1.土地の登記簿謄本、契約書  　　　　 　 2.協定書、覚書等  　　　　　 3.岩石採取場の位置図  　　　　　 4.岩石採取場及び周辺の状況を示す図面  　　　　　 5.丈量図  　　　 　　 6.地籍図 | 利害のある付近住民等  1/25,000（又は1/50,000）  1/5,000  できれば一枚の平面図 |
| **２　採取する岩石の種類及び数量** |  |
| **３　採取の期間** | **「高知県岩石採取計画認可事務取扱要綱」**第10条に定める期間 |
| **４　岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設**　**に関する事項**  　（１）従業員数  　（２）採掘方法  　（３）採掘手段  　（４）火薬類の使用  　（５）破砕・選別方法  　（６）水洗設備  　（７）運搬機械  　（８）他の行政庁の許認可等について  ［添付書面］ 7.他法令の処分等の写し  　　　　 　 8.実測平面図  　　　　 　 9.採掘に係る土地の縦断面図及び横断面図  　　　　 　10.採掘規格図  　　　　 　11.発破規格図  　　　　 　12.破砕選別系統図、配置平面図  　　　　 　13.場内における運搬系統図 | 1/500（又は1/1000）  賦存量計算図面と併用可 |
| **５　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に　関する事項**  　（１）採取場の周囲の300ｍ以内における土地の利用  　　　状況及び公共施設、建物の状況  　（２）「予想される災害の態様及び範囲」とその「災害  　　　防止の方法・設備（措置）」  ［添付書面］14.付近状況図  15.廃土又は廃石の発生量に係る計算書  　　　　 　16.土留施設、排水施設の計算書  　　　　 　17.汚濁水の処理系統図  　　　　 　18.沈殿池の設計書及び図面  　 　　　 　19.降雨の導水路､沈砂池への経路及び計算書  　　　　 　20.搬出経路図  　　　　 　21.採掘終了時の平面図及び断面図 | 土地の利用状況及び公共施設､建物の状況  国道､県道に至るまでの経路を記入、私道を通行する場合は権限を有する書面を添付 |
| **６　岩石の賦存の状況**  ［添付書面］22.地質図  　 　　　 　23.岩石賦存量計算書 | ある場合に添付  （９.の図面に計算） |
| **７　採取する岩石の用途** |  |
| **８　廃土又は廃石の堆積の方法**  ［添付書面］24.堆積の方法の設計書及び図面 | 場外の埋立地へ搬出する場合は当該土地の  登記簿の謄本､契約書等の書面及び  　　　　　　　　　埋立容量説明書添付 |
| **９　岩石採取場を管理する事務所、業務管理者等** |  |

　様式第15（第８条の15関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | |
|  | 高知県収入証紙  はり付け欄  （消印をしないこと。） | 採取計画認可申請書  　 （新規・更新） | ×整理番号 |  |  |
| ×審査結果 |  |
| ×受理年月日 | 年　 月 　日 |
| ×認可番号 |  |
|  | |
| 年　　月　　日  　高知県知事　　　　　　　　　　様  住所  氏名又は名称及び法人に  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あっては､その代表者の氏名  登録年月日及び 　　　　　　　年　　月　　日  登録番号 高知県採石登録　第　　　　号  　採石法第33条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。  　１　岩石採取場の区域  　２　採取をする岩石の種類及び数量  　３　採取の期間  　４　岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項  　５　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項  　６　岩石の賦存の状況  　７　採取をする岩石の用途  　８　廃土又は廃石のたい積の方法 | | | | | |

（備考）１ 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２ ×印の項は、記載しないこと。

３ 「岩石採取場の区域」については、岩石採取場の所在地（地番まで表示すること。）及び面積を記載すること。

４　「採取をする岩石の種類及び数量」については、採取をする岩石の種類ごとの数量及びこれらを合計した数量をそれぞれトン単位で記載すること。

５　「廃土または廃石のたい積の方法」については、たい積の方法のほか、たい積場の設置場所、傾斜面のこう配等について記載すること。

**1　岩石採取の区域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (1)岩石採取の場所 | 番地　外　　筆 | |
| (2)採取場の面積 | 総面積  　　　　　　　　 　㎡ | 採掘面積　 　　　　　　　　 　　　　　　㎡ |
| 認可申請期間中における採掘面積 　　　　　　 ㎡ |

内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の用途 | 字　　地番 | 地　目 | 面積（㎡） | 権利の種類 |
| 保全区域 |  |  |  |  |
| 採掘区域 |  |  |  |  |
| 破砕・選別  　　　工場 |  |  |  |  |
| 調　整　池  沈　殿　池 |  |  |  |  |
| 事　務　所 |  |  |  |  |
| 堆　積　場  (廃土石置場)  （製品置場） |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 場外堆積場 |  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　場外堆積場の面積は、採取場の面積に含まない。**２　採取する岩石の種類及び数量**

|  |  |
| --- | --- |
| 岩　石　名 | 岩（通称　　　　　石） |
| 数　　　量 | 認可期間内の採取量　　　　　　　　　ｔ（平均年間採取量　　　　　ｔ／年）  廃土・廃石量 　ｔ |

**３　採取の期間**

|  |  |
| --- | --- |
| 採取の期間 | 年　　月　　日～　　　　年　　月　　日（全体計画　　年　　月まで） |

　　　　　　　　　　　　（採取の開始：　　　年　　　月　　　日）

**４　岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項**

（１）従業員数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 採石部門 | 破砕部門 | 運搬部門 | 管理部門 | 計 |
| 人（　　人） | 人（　　人） | 人（　　人） | 人（　　人） | 人 |

（２）採掘方法

|  |  |
| --- | --- |
| 採掘方法  (露天掘り) | １　階段採掘法（運搬道路式・シュート式・坑井式・　　　　　　　　　　　）  ２　その他　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保全距離 | 保全距離 | ｍ | 保全区域の地山の勾配 | 度 |
| 表土の除去 | 表土の厚さ | ｍ | 除去の方法 | |
| 風化層 | ｍ |
| 計 | ｍ |
| 採掘の方法 | 採掘面の高さ | ｍ | ベンチ形成の方法（採掘の方法（具体的に記載）） | |
| 採掘面の傾斜 | 下方　　　度 |
| 階段の高さ | ｍ |
| 階段の幅 | ｍ |

　　掘下がり採掘の有・無　（有の場合は、進め方を記載すること）

（３）採掘手段　［手掘り・機械掘り］

　　　使用する機械の一覧表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機　械　の　名　称 | 型　式 | 能　力 | 台　数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（４）火薬類の使用　［有・無］

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 火薬類の種類 | 種　　　　類 | | 年間予定使用量（kg） | | １回当たりの使用量（kg） | |
| 含水爆薬 | |  | |  | |
| ダイナマイト（３桐） | |  | |  | |
| アンホ爆薬（重袋／ﾋﾟｰｽ） | |  | |  | |
|  | |  | |  | |
| 標準発破規格 | 穿孔の径 | 穿孔の長さ | | 穿孔の方向 | | 一孔当たりの装薬量 |
| cm | ｍ | | 度 | | 最大　　　　　　　kg |
| 発破時刻 | 午前　　時　　分　～ 午後　　時　　分　（毎日定刻に発破） | | | | |
| 小　　　　割 | 発破 [有・無] | 方法 | | | | |
| 機械 [有・無] | 機械の名称 | | | | |

（５）破砕・選別方法　　　［手選別・機械選別］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 機　械　の　名　称 | 能力（t/h） | 定格出力（kw） | 台　数 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

　　区分欄には、破砕・選別・移送の別を記載し、大気汚染防止法に係る施設は○で囲むこと。

（６）水洗設備　　［有・無］

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 機　械　の　名　称 | 能力（ｍ3/h） | 台　数 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　　区分欄には、破砕・選別・凝縮・脱水の別を記載し、水質汚濁防止法に係る施設は○で囲むこと。

　排水　［循環方式・直接排水方式］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 取　水　源 | 取　水　方　法 | １日平均取水量 | １日平均使用水量 | １日平均排出水量 |
|  |  | ｍ3 | ｍ3 | ｍ3 |

（７）運搬機械

原石・製品・廃土石の運搬に使用する機械の一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 機　械　の　名　称 | 能　力 | 台　数 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

（注）採掘機械と兼ねるものについては、備考欄に○印のこと。

（８）他の行政庁の許認可等について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法　令　名 | 担 当 機 関 名 | 処分のあった日 | 規制の対象となる内容 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

**５　岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項**

（１）採取場の周辺の300ｍ以内における土地の利用状況及び公共施設、建物の状況

（２）「予想される災害の態様及び範囲」とその「災害防止の方法・設備（措置）」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 予想される災害 | | 災害の態様及びその範囲 | 災害防止の方法・設備（措置） |
| 内  訳 | 土地の  崩壊・亀裂  又は陥没 |  | **①当該計画の採掘方法の採用に際し、配慮した事項**  **②保全区域に接した採取区域の防護策**  **③表土除去後の防護策**  **④採掘箇所の点検の方法** |
| 騒音・振動 |  | **①主な騒音・振動発生源**  **②騒音・振動抑制措置**  **（建屋での被服、遮音壁、操業時間帯の調整等**）  **③騒音規制法・振動規制法に基づく指定区域にあって　は、その騒音規制基準・振動規制基準について** |
| 粉じん |  | **①大気汚染防止法に係る施設、構造物とその粉じん防　止措置**  **②その他、粉じん発生源となる作業と粉じん飛散防止　措置** |
| 飛　　　石 |  | **①発破の際の通報**  **②飛石防止措置** |
| 廃土石の流出 |  | **①廃土又は廃石の発生量**  **②堆積場の容積（一時堆積場も含む）**  **③土留施設（一時堆積場も含む）**  **④堆積場へ流入する恐れのある水の排水施設**  **（一時堆積場も含む）**  **⑤その他堆積の方法・立地条件等** |
|  |
|  | | |
| 予想される災害 | | 災害の態様及びその範囲 | 災害防止の方法・設備（措置） |
| 内  訳 | 汚濁水の流出  (沢水、山腹水と降雨の雨水) |  | **①設置する施設**  **②施設の概要（容量・表面積等**）  **③施設の管理方法** |
| 汚濁水の流出  (水洗処理水) | **①水洗汚濁水の水質と水量**    **②汚濁水の処理施設（名称及び能力）と方法**    **③使用する薬剤の名称及び１日平均使用量**    **④処理水の水量と水質及び排出口**    **⑤澱物・脱水ケーキの発生量（ｍ3／日）**  **⑥澱物・脱水ケーキの処理方法** | |
| ダンプの通行  （原石、製品  　　　及び  　廃土石の運搬） | **①１日あたりの平均搬出トン数**    **②運搬車の台数、能力**    **③岩石の搬出に際し行う交通安全対策**  **・搬出作業時間**    **・運搬時間中の措置（特に粉塵防止対策）**    **・検量方法**    **・過積載防止（不正改造車への対応、従業員教育を含む）**  **・交通事故防止** | |
| 採掘終了時  の措置 | **①保全区域の土留工事**  **②残壁及び法面保護**  **③人に対する危害防止**  **④植裁** | |

**６　岩石の賦存の状況**

|  |  |
| --- | --- |
| 採取区域の地質及び岩石  (走向・傾斜・賦存状況等） |  |
| 今回採取区域賦存量  全体計画区域賦存量 | ｔ  　　　　　　ｔ |

**７　採取する岩石の用途 　　　単位：ｔ（認可期間内）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 合　計 | 砕　　　　　　　石 | | | | | | 廃土石の量 |
|  | 道路用 | ｺﾝｸﾘｰﾄ用 | 鉄道道床 | 砂 | その他 | 小　計 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 石　　　　　　 材 | | | | | 工業用 |
| 切　石 | 間知石割石 | 割栗石 | その他 | 小　計 |  |
|  |  |  |  |  |  |

**８　廃土、廃石の堆積の方法**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 堆積場の所在地 |  | | |
| 堆積の方法 |  | 堆積場の面積 | ㎡ |
| 堆積場の高さ | ｍ | 堆積場の勾配 | 度 |
| 堆積場の立地条件、災害防止の方法（保護措置を含む） | | | |

**９　岩石採取場を管理する事務所、業務管理者等**

（１）申請に係る採取場を管理する事務所

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所の名称 |  |
| 所 　在 　地 | 〒 －  　　　　　　　　　　　　　 　　　TEL（　　　） |

（２）申請に係る採取場の業務管理者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務管理者の氏名 | 年齢 | 合格証・認定証 | 最近受けた講習会 | 住　　　　　所 | ※ |
|  |  | 合 格　・　認 定  　　　県第　　　号 | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 合 格　・　認 定  　　　県第　　　号 | 年　　月　　日 |  |  |
|  |  | 合 格　・　認 定  　　　県第　　　号 | 年　　月　　日 |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※業務管理者が職務に専念できる時間

（３）申請に係る採取場の管理機構（管理組織図）

（４）当該業務管理者が、申請に係る採取場において、認可を受けた採取計画に従って岩石の採取

　　　及び災害の防止が行われるよう監督するための具体的計画

　　　ア　採石場の点検

　　　イ　保安教育

　　　ウ　帳簿の記載等

採　石　作　業　計　画　書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　岩石掘削の  　　 　作業主任者の選任  　　　（安規第１０条） | | 氏　　　名 | 年令 | 経験年令 | | 選任年月日 | | 発破関係免許所持状況 | | | |
|  |  |  | |  | | 発　破　技　士 | | | 名 |
|  |  |  | |  | | 火薬類取扱保安責任者 | | | 名 |
| ２地山の形状 | | **別添写真のとおり** | | | | | | | | | |
| ３  掘削  関係 | 区分／年間 | 年　月現在 | 年　月現在 | | | | 年 　月現在 | | | 年 月現在 | |
| 露天掘り | 階段掘、傾斜掘  ｸﾞﾛｰﾘｰﾎｰﾙ | 階段掘、傾斜掘  ｸﾞﾛｰﾘｰﾎｰﾙ | | | | 階段掘、傾斜掘  ｸﾞﾛｰﾘｰﾎｰﾙ | | | 階段掘、傾斜掘  ｸﾞﾛｰﾘｰﾎｰﾙ | |
| 掘削面の高さ及び  　　　　　　こう配 | 高さ　　　　　ｍ  勾配　　　　　度 | 高さ　　　　　ｍ  勾配　　　　　度 | | | | 高さ　　　　　ｍ  勾配　　　　　度 | | | 高さ　　　　　ｍ  勾配　　　　　度 | |
| 掘削面の段の位置  　　　　　及び奥行 | 段　　　　有・無  段の高さ ｍ  奥行 ｍ | 段　　　　有・無  段の高さ ｍ  奥行 ｍ | | | | 段　　　　有・無  段の高さ ｍ  奥行 ｍ | | | 段　　　　有・無  段の高さ ｍ  奥行 ｍ | |
| ４　落石等の処理  　　　（点検制度等） | | A 作業開始前 有・無  B 大雨の後 有・無  C 地震の後 有・無  D 発破作業後 有・無  E 命綱使用 有・無 | | | 点検者の氏名  　　　選任年月  （安規163の55） | | | | 年　　月 | | |
| ５  運搬関係 | 土砂、岩石の  　　　　　積込方法 | 人力のみ、デリック、索道、ホークリフト、ショベル等  その他（　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 土砂、岩石の運搬  　方法（採取場まで） | 人力、手押車、ホークリフト、トラック、ダンプカー、  その他（　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 土砂、岩石の  　運搬経路及び処理  　　（目的地まで） | 裏面略図のとおり（安全対策） | | | | | | | | | |
| 記載上の注意  １、４の安規とあるのは労働安全衛生規則のこと。  ３の掘削関係の年は、労働安全衛生規則第163条の59に定める安全な掘削状態になっていない　場合、これを安全な掘削状態とするまでの経過目標を記入するものであるが、岩質の状態の把握が十分出来なく長期予想が樹立出来ない場合は毎年の目標を記入しても差し支えないこと。  　長期計画が途中年度で条件が変わった場合はその時点で変更計画をたてること。  ４の落石等の処理欄には地山の崩壊土石落下による労働省の危害防止の措置方法と浮石等のこそく　作業に使用する命綱の使用方法も併せて記入すること。 | | | | | | | | | | | |

岩石採取跡地の整備計画書

１　採取跡地の災害防止工事にかかる資金計画

（１）採取跡における災害防止のための工事費用等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工法 | 工事単価（千円） | 工事量 | 工事費用（万円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

（２）必要資金の確保の方法 　　（万円）

|  |  |
| --- | --- |
| 自己資金 |  |
| 処分収入 |  |
| 借入金 |  |
| 採石災害防止準備金制度による積立金 |  |
| その他  （　　　　　　　　　　　　　） |  |
| 合　計 |  |

２　緑化等が困難な理由

様式第16（第８条の16関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | | | |
|  | 高知県収入証紙  　はり付け欄  （消印をしないこと。） | |  | | ×整理番号 |  | |  |
| ×審査結果 |  | |
| ×受理年月日 | 年　 月 　日 | |
|  | | ×認可番号 |  | |
| 採取計画の変更認可申請書 | | | | | | | |
| 年　　　月　　　日 | | | | | | | |
| 高知県知事　　　　　　　　様  住所  氏名又は名称及び法人に  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　あっては､その代表者の氏名  登録年月日及び　　　　　　　　　　年　　月　　日  登録番号　　　　　　高知県採石登録　第　　　　号  採石法第33条の５第１項の規定に基づき、次のとおり採取計画の変更の認可を申請します。  １　採取計画の変更の内容 | | | | | | | | |
|  | | 従 前 の 採 取 計 画 の 内 容 | | 変 更 の 内 容 | | |  | |
|  | |  | | |
|  | |  | | |
| ２　変更の理由 | | | | | | | | |

（備考）　１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は、記載しないこと。

**高知県下の「真砂土」にかかる採石業の定義等の判断基準について**

　　　（平成１２年１２月２５日付け　資源エネルギー庁　長官官房鉱業課採石対策官　よりの通達を準用）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１６年４月１日

**真砂土にかかる採石業の定義等については、判断基準を作成したので今後は、この判断基準により行う。**

**１．基準の対象とする定義の範囲等**

　　本基準の対象とする定義は、真砂土（母岩との成因関係が明らかなもの）を対象とし、「採石業の実施と見なされる程度の規模、継続性を有する」ものの判断に用いることを目的とする。

**２．直接項目**

　（１）採取（計画）面積

　　　　①0.1ha程度以下　　　　　　　　 ②0.1ha程度を越え0.4ha程度以内

　　　　③0.4ha程度を越え1ha程度以内　　④1ha程度を越えるもの

　（２）採取（計画）期間

　　　　①六ヶ月程度以内　　　　　　　　②六ヶ月程度を越え一年程度以内

　　　　③一年程度を越え二年程度以内　　④二年程度を越えるもの

　（３）採取（計画）量（(2)の期間内一ヶ月当たりの平均採取量）

　　　　①２５ｍ3/月程度以内　　　　　　　　　　　　②２５ｍ3/月程度を越え５０ｍ3/月程度以内

　　　　③５０ｍ3/月程度を越え２５０ｍ3/月程度以内　④２５０ｍ3/月程度を越えるもの

**３．間接項目**

　（１）採取場所の地形

　　　　①平地状（採掘（計画を含む）高５ｍ程度以下のもの）

　　　　②山地状（採掘（同上）高５ｍ程度を越え３０ｍ程度以下のもの

　　　　③急峻な山地状（採掘（同上）高３０ｍ程度を越えるもの）

　（２）下流の利水の状況

　　　　①２km程度以内の下流域に利水なし　　②空欄　　③２km程度以内の下流域に利水あり

　（３）人家等への影響（敷地境界を基準として）

　　　　①３００ｍ程度以内の地点に人家等が存在しない地域

　　　　②３００ｍ程度以内の地点に人家等が存在

　　　　③採取計画区域境界が人家等に隣接　　注：「人家等」とは、民家、公共施設、公道、河川等を含む。

　（４）搬出経路の状況（採石業者の専用搬出道路が接続する地点を基準）

　　　　①二車線以上の復員を持つ整備された道路に隣接

　　　　②①まで到達する間に利用度が少ない未整備の道路使用

　　　　③①まで到達する間に村落の生活道路等を通過

**４．判定方法**

　　各項目毎に判断した結果該当する番号毎に次の配点とし、合計点が下記に示した基準点以上となる場合を「採石業の実施と見なされる程度の規模、継続性を有する」と判断する。

　（１）配点

　　　　配点：①０点　②１点　③３点　④６点

　（２）基準点

　　　　１５点

**５．法第３４条の８（適用除外）の基準について**

　　上記基準の直接項目のうち、「面積と採取量が６点未満」について、「直接項目合計と間接項目合計の積が　６０点未満」については、法第３４条の８による適用除外とすることが出来る。